

医療情報取得加算・医療DX推進整備加算について

投稿日：2024年5月24日

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定検診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います
- 今後、電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施する予定です。（2024年5月現在）

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

～医療情報取得加算～

<初診時>

- 加算1：3点（月1回）
 - ・健康保険証にて資格確認を行った場合
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- 加算2：1点（月1回）
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
 - ・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

<再診時>

- 加算3：2点（月1回）
 - ・健康保険証にて資格確認を行った場合
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- 加算4：1点（月1回）
 - ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
 - ・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

～医療DX推進体制整備加算～

<初診時>

- 医療DX推進体制整備加算：8点（月1回）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力お願い致します。
当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。